

改正後	改正前
第 44 条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止 第 2 項関係 1 「処分」の意義 <u>法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》に規定する「処分」とは、酒類を実際に消費、廃棄等（分析を除く。）することをいう。</u> 2 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い 法第 44 条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第 2 項の規定により、<u>酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合の承認は、次による。</u> (1) 酒母等の製造者から製造者又は酒母等の製造者の酵母譲受けの便に資するため、酵母をあらかじめ、当該酒母等の製造者の支店・出張所又は醸造用品商に移出蔵置したい旨の酒母の移出承認申請があった場合には、移出先を所轄する税務署長と協議の上、所轄税務署長が酒税の保全又は取締上特に支障がないと認めたときに限り、次の事項を遵守する<u>範囲において</u>、第 50 条の第 1 項関係の 1 承認の取扱い に準じ、承認を与えても差し支えない。 <u>イ 承認を受けようとする期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。</u> <u>ロ～ニ （省略）</u> (2) <u>残しビール等をビール若しくは発泡酒の製造に使用する場合又は乾燥酵母等の製造に使用する場合</u>には、<u>酒母として受払の事実が適正に記帳されており、かつ、所轄税務署長が酒税の取締り上支障がないと認めたときに限り、法第 44 条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして処分又は移出の承認は要しないことに取り扱う。</u> (3) <u>ビール又は発泡酒の製造者から、残しビール等を医薬品、飼料等の原料として移出（売却）したい旨の酒母の移出承認申請があった場合には、所轄税務署長が酒税の保全又は取締り上特に支障がないと認めたときに限り、第 50 条の第 1 項関係の 1 承認の取扱い に準じ、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間の範囲内で承認を与えても差し支えない。</u> <u>(4)・(5) （省略）</u> 第 46 条 記帳義務 第 1 項関係	第 44 条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止 第 2 項関係 (新設) 1 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い 法第 44 条第 2 項の規定による承認は、<u>第 44 条第 1 項関係の定めに基づいて取り扱うほか、次による。</u> (1) 酒母等の製造者から製造者又は酒母等の製造者の酵母譲受けの便に資するため、酵母をあらかじめ、当該酒母等の製造者の支店・出張所又は醸造用品商に移出蔵置したい旨の酒母の移出承認申請があった場合には、移出先を所轄する税務署長と協議の上、所轄税務署長が酒税の保全又は取締上特に支障がないと認めたときに限り、次の事項を遵守する<u>ことを条件に</u>、第 50 条第 1 項関係の 16 <u>事前包括承認の取扱い</u> に準じ、<u>事前包括承認</u>を与えても差し支えない。 <u>イ～ハ （同左）</u> (2) <u>ビール製造者から、残しビール（第 47 条第 1 項関係の 8 残しビールの取扱い に定めるところによる。）を医薬品等の原料として移出（売却）したい旨の酒母の移出承認申請があった場合には、所轄税務署長が酒税の保全又は取締り上特に支障がないと認めたときに限り、第 50 条第 1 項関係の 16 事前包括承認の取扱い に準じ、事前包括承認</u>を与えても差し支えない。 <u>(3)・(4) （同左）</u> 第 46 条 記帳義務 第 1 項関係

改正後	改正前
1・2 （省略） 3 酒類製造者等の記帳事項 酒類製造者及び酒母若しくはもろみの製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、次のとおり。 なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。 (1) 総則 イ 数量等の測定は、原則として、実測により行う。 なお、移出用容器に酒類を詰める場合については第 30 条の 2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係 8 ～ 11 に規定する数量により記帳を行う。 また、発泡性を有する酒類で、製造したときに数量の測定を行うことが困難な場合には、移出するための容器に充てんしたとき等で数量を把握することができる状態になったときの数量としても差し支えない。 ロ 「アルコール分」等の測定は、原則として、国税庁所定分析法により行う。 ハ 記帳に当たっての数量の単位は、課税に直接関係のあるものはミリリットル位、その他のものはリットル位、キログラム位、グラム位又は本、箱等の単位によることとし、記帳に当たっては、それぞれの単位を明示する。 ニ 記帳事項のうち、その製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、数量の測定ができず記帳ができない事項については、その記帳を省略することができる。 (2) 原料及び副産物関係 イ 受入れ（副産物の製造を含む。）又は払出しの年月日 （注）受入れには、原料を加工して新たに品名の	1・2 （同左） 3 酒類製造者の記帳事項 酒類製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、次のとおりとする。 なお、<u>記帳事項のうち、その製造場の製造操作の特殊性等により記帳ができない事項については、その記帳を省略することができること、</u> 記帳に当たっての数量の単位は、<u>課税に直接関係のあるものは ml 位、その他のものは l 位、kg 位、g 位又は本、箱等の単位によることとし、記帳に当たっては、それぞれの単位を明示させること、</u> 帳簿の様式は、<u>国税局で適宜定めることとして差し支えない。</u> おって、<u>アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。</u> (1) 原料及び副産物関係 イ 受入れ（<u>副産物については製成</u>）又は払出しの年月日 （注）受入れには、原料を加工して新たに品名の

改正後	改正前
異なる物品を製造（例えば、白米の精製）したときを含む。 ロ～ニ （省略） <u>(3)</u> 製造関係 <u>(3)</u> - 1 こうじ関係 イ 製造順号 ロ・ハ （省略） ニ 製造の年月日及び数量 ホ～ト （省略） <u>(3)</u> - 2 糖化液（麦汁等）関係 イ～ハ （省略） ニ 製造した糖化液について次の事項 (イ)・(ロ) （省略） ホ （省略） <u>(3)</u> - 3 （省略） <u>(3)</u> - 4 もろみ関係 イ～ホ （省略） ヘ 仕込前及び仕込後の深さ、数量、品温、アルコール分、エキス分(清酒及び合成清酒については、日本酒度とする。以下<u>(5)</u>まで及び<u>(7)</u> - 1において同じ。)及び糖度 ト・チ （省略） リ もろみを移出したときは、次の事項 (イ)～(ロ) （省略） (ハ) 受取人の住所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称 <u>(注) 果実酒のもろみを果実酒製造場見学者に対して当該製造場内で提供する場合には、果実酒として記帳するほか、当該行為の詳細を(3) - 4（もろみ関係）に記帳し、以降製成等の関連する事項を記載することに留意する。</u> ヌ （省略） <u>(3)</u> - 5 製成関係 イ 製成した酒類について次の事項 (イ) 仕込みの記号及び順号 (注) この場合の「仕込み記号及び順号」は<u>(3)</u> - 4（もろみ関係）のイの「仕込み記号及び順号」と合致することに留意する。 (ロ)・(ハ) （省略）	異なる物品を製成（例えば、白米の精製）したときを含む。 ロ～ニ （同左） <u>(2)</u> 製造関係 <u>(2)</u> - 1 こうじ関係 イ 製成順号 ロ・ハ （同左） ニ 製成の年月日及び数量 ホ～ト （同左） <u>(2)</u> - 2 糖化液（麦汁等）関係 イ～ハ （同左） ニ 製成した糖化液について次の事項 (イ)・(ロ) （同左） ホ （同左） <u>(2)</u> - 3 （同左） <u>(2)</u> - 4 もろみ関係 イ～ホ （同左） ヘ 仕込前及び仕込後の深さ、数量、品温、アルコール分、エキス分(清酒及び合成清酒については、日本酒度とする。以下<u>(4)</u>まで及び<u>(6)</u> - 1において同じ。)及び糖度 ト・チ （同左） リ もろみを移出したときは、次の事項 (イ)～(ロ) （同左） (ハ) 受取人の住所及び氏名又は名称並びに移出先の所在地及び名称 ヌ （同左） <u>(2)</u> - 5 製成関係 イ 製成した酒類について次の事項 (イ) 仕込みの記号及び順号 (注) この場合の「仕込み記号及び順号」は<u>(2)</u> - 4（もろみ関係）のイの「仕込み記号及び順号」と合致することに留意する。 (ロ)・(ハ) （同左） <u>(二)</u> 検定年月日

改正後	改正前
(二)・(ホ) (省略) □ 製造した酒類かすの数量 (4) 貯蔵関係 (4) - 1 酒類の移動関係 容器の異なるごとに次の事項 イ 受入酒類の種類、品目、アルコール分及びエキス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 ロ～ト (省略) (4) - 2 (省略) (4) - 3 混和関係 酒類の混和(新たに酒類を製造することとなる場合及び同一種類(品目)に属する酒類の混和の場合を除く。)について次の事項 イ～ニ (省略) ホ 混和前酒類と混和酒類又は物品との合計数量及び合計純アルコール数量に対する混和後の酒類の数量及び純アルコール数量の増減数量並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 (注) (省略) (5) 詰口関係 イ (省略) ロ 詰口する酒類について次の事項 (イ) 酒類の種類、品目、アルコール分及びエキス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 (ロ)・(ハ) (省略) ハ～ホ (省略) ヘ ビール又は発泡酒については、水切時等の再る過した数量 ト・チ (省略) (6) 移出入関係 (6) - 1 課税移出関係 イ (省略) ロ 移出した酒類の種類、品目、アルコール分及びエキス分(果実酒及びリキュール類に限る。以下(7) - 1を除き同じ。)並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 ハ～ホ (省略) (6) - 2 移入及び戻入関係 イ (省略)	(ホ)・(ハ) (同左) □ 製成した酒類かすの数量 (3) 貯蔵関係 (3) - 1 酒類の移動関係 容器の異なるごとに次の事項 イ 受入酒類の種類、品目、アルコール分及びエキス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 ロ～ト (同左) (3) - 2 (同左) (3) - 3 混和関係 酒類の混和(新たに酒類を製造することとなる場合及び同一種類(品目)に属する酒類の混和の場合を除く。)について次の事項 イ～ニ (同左) ホ 混和前酒類と混和酒類又は物品との合計数量及び合計純アルコール数量に対する混和後の酒類の数量及び純アルコール数量の増減数量並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 (注) (同左) (4) 詰口関係 イ (同左) ロ 詰口する酒類について次の事項 (イ) 酒類の種類、品目、アルコール分及びエキス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 (ロ)・(ハ) (同左) ハ～ホ (同左) ヘ ビールについては、水切時等の再る過ビールの数量 ト・チ (同左) (5) 移出入関係 (5) - 1 課税移出関係 イ (同左) ロ 移出した酒類の種類、品目、アルコール分及びエキス分(果実酒及びリキュール類に限る。以下(6) - 1を除き同じ。)並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 ハ～ホ (同左) (5) - 2 移入及び戻入関係 イ (同左)

改正後	改正前
□ 移入又は戻入れをした酒類の種類、品目、アルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 ハ・ニ （省略） <u>ホ 移入酒類を原料に使用した仕込みの記号、順号及び年月日並びに法第 47 条第 1 項の規定による申告年月日</u> △ （省略） <u>(6) - 3 未納税移出及び輸出免税関係</u> イ （省略） □ 移出した酒類の種類、品目、アルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 ハ～ニ （省略） <u>(6) - 4 未納税移入及び未納税引取関係</u> イ （省略） □ 移入又は引取りをした酒類の種類、品目、アルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 ハ～ニ （省略） <u>(7) その他</u> <u>(7) - 1 腐敗、廃棄及び亡失関係</u> イ～ハ （省略） ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合 ホ・ヘ （省略） ト 届出年月日 チ （省略） <u>(7) - 2 （省略）</u> <u>(7) - 3 詰口酒類の容器別受払い等関係</u> 酒類の種類、品目、銘柄、容器容量、形態、アルコール分、エクス分及び適用税率の別並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒等については混和割合の別に次の事項 イ～ヘ （省略） 第 47 条 申告義務 第 1 項関係 1・2 （省略） 3 容器の容量の測定方法 令第 53 条《申告義務》第 1 項及び第 2 項並びに第 54	□ 移入又は戻入れをした酒類の種類、品目、アルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 ハ・ニ <u>ホ （同左）</u> <u>(5) - 3 未納税移出及び輸出免税関係</u> イ （同左） □ 移出した酒類の種類、品目、アルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 ハ～ニ （同左） <u>(5) - 4 未納税移入及び未納税引取関係</u> イ （同左） □ 移入又は引取りをした酒類の種類、品目、アルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 ハ～ニ （同左） <u>(6) その他</u> <u>(6) - 1 腐敗、廃棄及び亡失関係</u> イ～ハ （同左） ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエクス分並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合 ホ・ヘ （同左） ト 申告年月日 チ （同左） <u>(6) - 2 （同左）</u> <u>(6) - 3 詰口酒類の容器別受払い等関係</u> 酒類の種類、品目、銘柄、容器容量、形態、アルコール分、エクス分及び適用税率の別並びにしょうちゅう甲類及び乙類の混和酒については混和割合の別に次の事項 イ～ヘ （同左） 第 47 条 申告義務 第 1 項関係 1・2 （同左） 3 容器の容量の測定要領の制定 令第 53 条第 1 項及び第 2 項並びに第 54 条に規定する

改正後	改正前
条に規定する酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が酒類又は酒母若しくはもろみの製造又は貯蔵に使用する容器（以下この3において「容器」という。）の容量の測定の方法については、この通達の別の定めによるほか、次による。 (1) （省略） (2) 容器の容量の測定の方法 容器の容量の測定は、原則として、イに規定する水測の方法（容器に一定量の水を入れる方法又は一定量の水を抜き取る方法により、その容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によるものとする。この場合において、水を重量によって測定するときは、1キログラムを1リットルとして計算するものとする。ただし、整円筒タンク、整円すいタンク、整方形容器及び密閉式整円筒タンクについては、水測の方法に代えて、口に規定する計測の方法（容器の径、深さ等を測定し、これらの数値からその容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によることができる。 イ・ロ （省略） ハ 容器の容量の測定の特例 次に掲げる容器の容量の測定は、イの規定にかかわらず、次によっても差し支えない。 (イ)・(ロ) （省略） (ハ) ビール又は発泡酒の酵母培養器、酵母培養タンク及び酵母おけについては、全容量だけを測定する。 (ニ) ビール又は発泡酒の沈澱そう、もと入れそう及び発酵そうについては、全容量及び常時麦汁等が容在する場合のその深さにおける容量について適宜測定する。この場合において、発酵そうについては、残しビール等の数量を確認するため、常時残しビール等が容在する場合のその深さにおける容量について適宜測定する。ただし、残しビール等を別容器に移して測定する方法をとる製造場にあつては、これを省略することができる。 (ホ) ビール又は発泡酒の後発酵そうについては、ガス抜孔（ガス抜孔が2個以上ある場合には、原則として後方のガス抜孔）を検尺口として全容量だけを測定する。この場合において、残しビール等の数量を確認するため、測定点を定めて、常時残しビール等が容在する場合のその深	酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が酒類又は酒母若しくはもろみの製造又は貯蔵に使用する容器（以下この3において「容器」という。）の容量の測定の方法については、この通達の別の定めによるほか、次による。 (1) （同左） (2) 容器の容量の測定の方法 容器の容量の測定は、原則として、イに規定する水測の方法（容器に一定量の水を入れる方法又は一定量の水を抜き取る方法により、その容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によるものとする。この場合において、水を重量によって測定するときは、1キログラムを1リットルとして計算するものとする。ただし、整円筒タンク、整円すいタンク、整方形容器及び密閉式整円筒タンクについては、水測の方法に代えて、口に規定する計測の方法（容器の径、深さ等を測定し、これらの数値からその容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によることができる。 イ・ロ （同左） ハ 容器の容量の測定の特例 次に掲げる容器の容量の測定は、イの規定にかかわらず、次によっても差し支えない。 (イ)・(ロ) （同左） (ハ) ビールの酵母培養器、酵母培養タンク及び酵母おけについては、全容量だけを測定する。 (ニ) ビールの沈澱そう、もと入れそう及び発酵そうについては、全容量及び常時麦汁等が容在する場合のその深さにおける容量について適宜測定する。この場合において、発酵そうについては、残しビールの数量を確認するため、常時残しビールが容在する場合のその深さにおける容量について適宜測定する。ただし、残しビールを別容器に移して測定する方法をとる製造場にあつては、これを省略することができる。 (ホ) ビールの後発酵そうについては、ガス抜孔（ガス抜孔が2個以上ある場合には、原則として後方のガス抜孔）を検尺口として全容量だけを測定する。この場合において、残しビールの数量を確認するため、測定点を定めて、常時残しビールが容在する場合のその深さにおける容量に

改正後	改正前
さにおける容量について適宜測定する。ただし、残しビール等を別容器に移して測定する方法をとる製造場にあつては、これを省略することができる。 (ハ) 検尺口から一定の深さを隔てた箇所まで、常に一定のビール又は発泡酒を入れることとしている後発酵そうについては、(ホ)の規定にかかわらず、検尺口からその一定の箇所までの深さを測定した上、その箇所を口径面とした場合の全容量だけを測定することができる。 (ト)・(チ) (省略) 二 (省略) (3)～(5) (省略) 4 酒類の数量確認に液面計を使用する場合の取扱い <u>酒類の数量確認に使用する液面計については、令第53条《申告義務》第1項第4号に規定する機械、器具に該当する。</u> <u>なお、酒類製造者が設置した液面計を数量確認に使用する場合の具体的な取扱いは、次のとおり。</u> (1) 液面計の定義 液面計とは、液面上に浮子等を機械的又は電氣的操作により平衡させ、テープ等を巻き取る方法により液深を測定するものをいう。 なお、液深の指示機構には、現場指示型と遠隔指示型とがあるが、そのいずれであっても差し支えない。	ついて適宜測定する。ただし、残しビールを別容器に移して測定する方法をとる製造場にあつては、これを省略することができる。 (ハ) 検尺口から一定の深さを隔てた箇所まで、常に一定のビールを入れることとしている後発酵そうについては、(ホ)の規定にかかわらず、検尺口からその一定の箇所までの深さを測定した上、その箇所を口径面とした場合の全容量だけを測定することができる。 (ト)・(チ) (同左) 二 (同左) (3)～(5) (同左) 4 酒類の数量確認に液面計又は流量計を使用する場合の取扱い (1) <u>液面計の取扱い</u> イ 液面計の定義 液面計とは、液面上に浮子等を機械的又は電氣的操作により平衡させ、テープ等を巻き取る方法により液深を測定するものをいう。 なお、液深の指示機構には、現場指示型と遠隔指示型とがあるが、そのいずれであっても差し支えない。 (注) 1 浮子には、機械的操作による場合の浮子（フロート）と電氣的操作による場合の浮子（ディスプレイサー）がある。 2 現場指示型とは、液面計を取り付けた容器の設置場所に液深を表す計器（目盛板）が設置される型式のものをいい、遠隔指示型とは、測定した液深が容器から離れた場所に設置してある計器に伝送される型式のものをいう。 ロ 申告 <u>液面計を設置した酒類製造者に対しては、当該液面計の誤差を八に定める方法より測定させ、その測定誤差を使用開始前に令第53条第1項第4号に規定する製造設備申告書（以下「製造設備申告書」という。）により申告させる。</u>

改正後	改正前
<u>(2) 許容誤差</u> 酒類の数量確認に使用する液面計は、当該液面計を設置しようとする容器に取り付けた後、当該容器の高さのおおむね4分の1及び4分の3の2箇所において、採尺による測定と液面計による測定を同時に3回ずつ行い、それぞれの平均値の差が±8mm以内のものとする。 (注) 1 許容誤差(±8mm)は液面計の計器自体の誤差、巻尺の使用公差及びその他の操作上の誤差を勘案して定めたものであるが、通常はこれらの要素が相殺され、±4mm以内にとどまることが多い。 2 誤差の測定は、<u>液面の安定したときに行い、水又は酒類のどちらを使用しても差し支えない。</u> <u>(3) 定期調査</u> 液面計を使用している酒類製造者は、おおむね1年ごとに<u>(2)</u>に定める方法により当該液面計の精度を調査し、その事績を記帳する。 なお、調査の結果、当該液面計の精度が許容誤差の範囲を超えている場合は、所定の精度に調整されるまで、液面計を使用することはできないのであるから留意する。 <u>(4) その他</u> イ 深さの測定を液面計によることとした容器については、以後、異常のある場合を除き、採尺による深さの測定は行わないこととして差し支えない。 ロ (省略) ハ 液面計を設置(調整を含む。)したときの液体(酒類又は水)に比較して著しく比重の異なる酒類を収容する場合で液面計に2mm以上の深さの差が生じるときは、液面計の調整を行い、当該調整事績を第46条の3 酒類製造者の記帳事項 に定める深さに関する事項に記帳する必要があることに留意する。 (注) 液面計の調整方法は、液面計の数値を、採尺による実測した数値に合わせる方法と酒類の比重換算により算出された数値に合わせる方法のいずれであっても差し支えない。	<u>ハ 許容誤差</u> 酒類の数量確認に使用することができる液面計は、当該液面計を設置しようとする容器に取り付けた後、当該容器の高さのおおむね4分の1及び4分の3の2箇所において、採尺による測定と液面計による測定を同時に3回ずつ行い、それぞれの平均値の差が±8mm以内のものでなければならない。 (注) 1 許容誤差(±8mm)は液面計の計器自体の誤差、巻尺の使用公差及びその他の操作上の誤差を勘案して定めたものであるが、通常はこれらの要素が相殺され、±4mm以内にとどまることが多いものと考えられる。 2 誤差の測定は、<u>水又は酒類のどちらを使用してもよいが、液面の安定したときに行う必要がある。</u> <u>三 定期調査</u> 液面計を使用している酒類製造者に対しては、おおむね1年ごとに<u>ハ</u>に定める方法により当該液面計の精度を調査させ、その事績を記帳させておく。 なお、調査の結果、当該液面計の精度が許容誤差の範囲を超えている場合は、所定の精度に調整されるまで、液面計の使用は中止させる。 <u>ホ その他</u> <u>(1)</u> 深さの測定を液面計によることとした容器については、以後、異常のある場合を除き、採尺による深さの測定は行わない。 <u>(ロ)</u> (同左) <u>(ハ)</u> 液面計を設置(調整を含む。)したときの液体(酒類又は水)に比較して著しく比重の異なる酒類を収容する場合で液面計に2mm以上の深さの差が生じるときは、液面計の調整を行わせることとし、当該調整事績を第46条《記帳義務》3 酒類製造者の記帳事項 に定める深さに関する事項に記帳させておくようにする。 (注) 1 液面計の調整方法は、液面計の数値を、採尺による実測した数値に合わせる方法と酒類の比重換算により算出された数値に合わせる方法とがあるが、このどちらでもよい。 2 一般に使用されている液面計は、電氣的

改正後	改正前
5 <u>酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い</u> <u>酒類の数量確認に使用する流量計については、令第53条《申告義務》第1項第4号に規定する機械、器具に該当する。</u> <u>なお、酒類製造者が設置した流量計を数量確認に使用する場合の具体的な取扱いは、次のとおり。</u> (1) <u>流量計の要件</u> イ (省略) ロ (2)に定めるところにより器差試験を行った結果、その器差が0.5%以内(0.5に端数がある場合には、0.5%以内でないこととする。)であること。 (2) <u>器差試験の方法等</u> イ <u>計量士等による器差試験</u> (イ)～(ニ) (省略) (ホ) <u>器差試験を行った場合には、器差試験を行った者から、試験成績書の交付を受ける。</u> (ハ) (省略) ロ <u>複数の流量計を有する製造場における器差試験の特例</u> <u>複数の流量計を有する製造場における流量計(酒類の移出数量及び移入数量を測定するための流量計を除く。)の器差試験については、基準とする流量計を定め、これを基準として流量計の器差の確認を行う次の方法によることとして差し支えない。</u> (イ) <u>基準とする流量計は、イに規定する器差試験を受け、かつ、(1)の流量計の要件を満たすものであること。</u> (ロ) <u>器差の確認は、イの(ハ)及び(ニ)に準じて定期的(5年以内)に行う。</u> <u>なお、流量計の器差が(1)のロに規定する器差の</u>	<u>操作によるもの場合には、ほとんど比重の相違による深さの差は生じないが、機械的操作によるもの場合には、比重0.025の差で±2mmの差が生じる液面計が多いものと考えられる。</u> (2) <u>流量計の取扱い</u> イ <u>流量計の要件</u> (イ) (同左) (ロ) <u>「ハ」に定めるところにより器差試験を行った結果、その器差が0.5%以内(0.5に端数がある場合には、0.5%以内でないこととする。)であること。</u> ロ <u>申告</u> <u>流量計を設置した酒類製造者に対しては、当該流量計の器差試験をハに定めるところにより受けさせ、その結果を使用開始前に製造設備申告書により申告させるとともに、当該流量計の管理責任者を定めさせる。</u> ハ <u>器差試験の方法等</u> (イ)～(ニ) (同左) (ホ) (同左)

改正後	改正前
<u>範囲から外れていると認められる場合には、随時器差の確認を実施する。</u> <u>(ハ) 基準となる流量計を使用して器差の確認を行う場合には、あらかじめ、その実施方法等に関する社内マニュアル等を製造場の所在地の所轄税務署長に提出する。</u> <u>(ニ) 器差の確認を行った場合には、その記録を保存する。</u> <u>(3) 使用に当たっての留意事項</u> <u>イ 流量計を設置した場合は、次に掲げる事項を表示した表示板を当該流量計に取り付け、誤って器差の調整等が行われないよう封かん等の所要の措置を講じる。</u> <u>(イ) 当該流量計の名称及び型式並びに器物番号</u> <u>(ロ) 器差試験等を行った年月日</u> <u>(ハ) 器差試験等を行った者の氏名又は名称</u> <u>(ニ) 当該流量計の管理責任者の氏名</u> <u>ロ～ニ （省略）</u> <u>ホ 器差試験の有効期限であっても器差が(1)の(ロ)に規定する範囲から外れていると認められる場合及び流量計を補修した場合（表示板の補修等の精度に影響がないと認められる場合を除く。）には、(2)のイの器差試験を実施する。</u> <u>6・7 （省略）</u> <u>8 製造の申告の取扱い</u> 令第53条《申告義務》第3項及び同条第5項に規定	二 使用に当たっての留意事項 (イ)～(ハ) （同左） ホ その他 <u>(イ) 流量計を設置した酒類製造者には、次に掲げる事項を表示した表示板を当該流量計に取り付けさせるとともに、取り外し又は器差の調整等が無断で行われないように、所要の封かんをさせる。</u> <u>A 当該流量計の名称及び型式並びに器物番号</u> <u>B 器差試験を行った年月日</u> <u>C 器差試験を行った者の氏名又は名称</u> <u>D 当該流量計の管理責任者の氏名</u> <u>(ロ) 流量計を補修した場合又は試験成績書の有効期間（試験成績書に有効期間の記載のないものにおいては、試験成績を証明した日から5年）を経過した流量計については、それぞれ器差試験を依頼させ、試験成績書の交付を受けさせる。</u> <u>(ハ) 流量計の試験成績書の写しをその製造者から提出させて税務署長が保管する。</u> <u>5・6 （同左）</u> <u>7 製造方法等の申告の取扱い</u> 令第53条第3項《製造方法等の申告義務》及び令第

改正後	改正前
する製造方法の開始及び終了の申告の取扱いは、次による。 (1) 令第53条《申告義務》第3項第4号に規定する「製造方法の詳細」とは、製造段階ごとの原料の種類、原料の処理方法及び仕込配合並びにこす又は蒸留する等の方法をいう。 (2) <u>申告した製造方法の詳細に変更がある場合には、新たな製造方法の開始の申告を要することに留意する。</u> <u>なお、変更前の製造方法による製造を行わないこととなる場合には、終了の申告が必要となる。</u> (3) <u>次の場合には、製造方法の開始の申告を要しないことに取り扱う。</u> <u>イ 原料の種類、原料の処理方法等が同じで、仕込配合比率を同一のまま仕込み数量を増減させた場合。</u> <u>ロ 申告した製造方法の酒類を製造する場合に原材料の品種、品質の影響等により、原材料の使用数量に軽微な増減がある場合。</u> <u>例えば、ビールの仕込みに使用するホップの使用量は、製造方法の申告書に記載した使用量に対して10%の範囲で増減させる等がある。</u> (4) <u>申告した製造方法の酒類の製造を休止する場合には申告を要しないが、その酒類の製造を終了する場合には申告を要することに留意する。</u>	54条《異動申告》に規定する製造方法等の取扱いは、次による。 (1) 令第53条第3項第5号に規定する「製造方法の詳細」とは、製造段階ごとの原料の種類、原料の処理方法及び仕込配合並びにこす又は蒸留する等の方法をいう。 (2) 第53条第3項第5号に規定する「製造方法の詳細及び仕込本数」の申告は、<u>所轄税務署長が酒税の取崩り上支障がないと認めた酒類又は酒母等の製造場については省略させても差し支えない。</u> (3) 「ビールの1仕込製造方法」の申告は、次による。 <u>イ 実際の仕込みに使用するホップの使用量は、「ビールの1仕込製造方法」に記載した使用量に対して10%の増減を認めることとし、この場合の令第54条の規定による1仕込製造方法の異動申告は省略させても差し支えない。</u> <u>ロ 「酵母使用数量」欄及び「歩合」欄の「仕込即時対製成」欄の記載は、省略しても差し支えない。</u> (4) (2)により申告を省略させる製造者についての法第50条《承認を受ける義務》の規定による酒類の製造に関する承認は、次による。 <u>イ 都度承認申請の場合は、製造方法の詳細及び仕込本数を記載した書類をそれぞれの申請書に添付させる。</u> <u>ロ 包括承認申請の場合は、製造方法の詳細及び仕込</u>

改正後	改正前
9 製造休止の申告の取扱い 令第 53 条第 4 項に規定する製造休止の申告は、次に留意する。 (1) 製造休止の申告は、酒類、酒母又はもろみの区分別に、酒類については、酒類の種類別（品目のある酒類については品目別）に申告する。 (2) 製造休止の申告をした休止期間等に変更があった場合には、令第 54 条《異動申告》による申告を行う。 （削除） 10 （省略） 第 2 項関係 1 「製成数量」の意義 法第47条《申告義務》第2項に規定する製成数量は、第 3 条（共通事項）の13 酒類の製成の時期 において定める時期に測定した酒類の数量をいう。 2 「必要と認めて指定する区分」の意義 令第53条《申告義務》第 6 項に規定する「必要と認めて指定する区分」とは、原料用酒類とその他の酒類との区分をいう。	<u>本数の記載を省略させる。</u> (注) 「酒類の製造に関する承認」とは、次のものをいう。 1 法第50条第 1 項第 1 号に規定する清酒の製造の承認 2 規則第16条第 2 号に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒を原料に供する場合の承認 3 規則第16条第 4 号に規定するリキュール類の製造の承認 4 令第56条第 3 項に規定するしょうちゅうの製造の承認 5 規則第17条第 1 号に規定するスピリッツの製造の承認 (5) 令第 54 条に規定する異動事項のうち酒類又は酒母等の製造見込数量の異動については、所轄税務署長が酒税の取締上支障がないと認める少量の増減の場合は、申告を省略させても差し支えない（第 41 条第 1 項関係の 4 果実酒もろみの一部を枝分けして果実酒として検定する場合の取扱い の(6)のイに定める場合を除く。）。 （新設） 8 残しビール等の取扱い （省略） 9 （同左） 第 2 項関係 （新設） 1 「必要と認めて指定する区分」の意義 令第53条第 4 項《手持数量の申告義務》に規定する「必要と認めて指定する区分」とは、原料用酒類とその他の酒類との区分をいう。

